

募集要項等に関する第2回質問に対する回答

■募集要項

| No | 資料名等 | 項目 | 該当箇所 | | | | | | | 質問 | 回答 | |
|----|------|--------------|------|-----|---|-----|---|---|--|----|---|---------------------------------|
| | | | 頁 | I | 1 | (1) | ① | ア | | | | |
| 1 | 募集要項 | 募集及び選定スケジュール | 10 | III | 2 | | | | | | 事業者ヒアリング(プレゼンテーション含む)において、貴市からの質問等に的確に回答するために、構成員から業務委託する企業の参加についてお認め頂けますでしょうか。 | 協力企業として応募者を構成している法人であれば参加を認めます。 |

募集要項等に関する第2回質問に対する回答

■要求水準書

| No | 資料名等 | 項目 | 該当箇所 | | | | | | | 質問 | 回答 | |
|----|-------|-----------------------------|------|----|---|-----|---|---|----|----|---|--|
| | | | 頁 | I | 1 | (1) | ① | ア | | | | |
| 1 | 要求水準書 | 事業期間 | 2 | I | 2 | (1) | | | | | 実施方針等に関する質問・意見に対する回答(要求水準書(案))(2月21日公表)のNo.1で「設計業務及び行政協議等の先行の対応に関連し、具体的には優先交渉権者選定後に協議することになりますが、測量や地盤調査も先行して進めることは可能でしょうか。 | やぐらを建てるような地盤調査等を認めることは難しいです。 |
| 2 | 要求水準書 | 事業期間 | 2 | I | 2 | (1) | | | | | 開業準備期間を2ヶ月間設定されていますが、施設整備期間を延長して準備期間を短縮するなど、事業者提案に委ねていただくことは可能でしょうか。 | 開業時期を遅らせないことを条件に、開業準備期間と施設整備期間の配分を変えることは可能です。事業者の提案に委ねますが、具体的には優先交渉権者決定後に協議して決定します。 |
| 3 | 要求水準書 | その他 | 9 | I | 3 | (8) | | | | | 配送校現地見学会にて特に現在自校式給食の配送校に関しまして貴市が想定しております配膳室の計画では配送車両の積み降ろしが安全に出来ず現状のままでは非常に困難な配送校が見受けられました。業者決定後に配膳室の整備場所に関しまして、別途協議の上、意見を取り入れていただく事は出来ますでしょうか。 | 本事業の事業者決定後に配膳室の整備について協議する場を設けることは可能ですが、設計のタイミングにより必ずしも要望が反映できない場合があります。 |
| 4 | 要求水準書 | 表II-1 主要諸室の一覧 | 11 | II | 2 | (1) | ② | オ | | | 豪雪地帯の給食センターでない場合、除雪頻度が少ないため、費用対効果から除雪の必要な積雪時のみ事業者によって除雪機の手配を行う施設も多く、当事業でも同様の対応を想定しております。そのような提案の場合、付帯設備に記載されている除雪機保管庫は不要との認識でよろしいでしょうか。 | 除雪の必要な積雪時のみ事業者によって除雪機の手配を行う対応も可とします。ただし、除雪機の依頼が殺到し、当該給食センターの除雪対応ができない、間に合わないなどの事態にならないよう対応してください。給食センターの運営に支障をきたすことのないよう、確実に、除雪できるのであれば、自前の除雪機は不要と考えられますが、除雪機が入れない部分の雪かきは人の手が必要となり、職員用の雪かき道具を保管する倉庫は必要となります。 |
| 5 | 要求水準書 | 主要諸室の概要 食品庫・計量庫 | 14 | II | 2 | (3) | ① | オ | c) | | 食品庫・計量庫から「野菜下処理室及び魚肉類下処理室側」にカウンターで受け渡してできるようにする。」と記載がありますが、計量庫から野菜類下処理室へ調味料等を受け渡すことはないの、カウンターは不要と考えますが、いかがでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6 | 要求水準書 | 事務エリア | 17 | II | 2 | (3) | ② | | | | 市専用部分の備品類については、市が別途調達する。と記載があります。福島市様専用部分の備品類は、福島市様で調達し、費用を負担するという考えでよろしいでしょうか。また、備品リストの福島市様専用部分についても記載不要ということよろしいでしょうか。 | 前後段共に、ご理解のとおりです。ただし、平面図にはどのような配置を想定しているかわかるように記載ください。 |
| 7 | 要求水準書 | 表II-8 事業者専用部分の諸室の概要・要求水準 | 18 | II | 2 | (3) | ② | サ | | | 要求水準等を満たした上で、電気室等を設けずに受変電設備等を屋外に設置することは可能でしょうか。 | ご提案に委ねます。ただし、本施設は長期間使用することを念頭におき、屋外に設置する設備の機能維持には十分配慮してください。 |
| 8 | 要求水準書 | 食器、食器カゴ及び食具等 | 32 | II | 9 | (2) | ア | | | | アレルギー対応食に関しても専用の食器を使用することを想定されていますでしょうか。 | 専用食器は想定しておりません。学級担任が、保温容器から食器に配食し、該当児童生徒へ配膳するため、専用食器を使用せずとも、食器による誤食は発生しないと考えます。 |
| 9 | 要求水準書 | 食器、食器カゴ及び食具等 | 32 | II | 9 | (2) | ア | | | | アレルギー対応食の最大対応数は、3品×2献立の6品で理解すれば良いのでしょうか。またその場合、100食×6品の600食分対応が必要でしょうか。 | 前段についてはご理解のとおりです。後段については、品数にかかわらず最大100食までの対応とします。 |
| 10 | 要求水準書 | 建物保守管理・修繕業務(外構等も含む) | 39 | IV | 2 | | | | | | 果樹園の車両が敷地内を通行する計画となっておりますが、果樹園車両等が帰責となり、敷地内に不具合が発生した場合、その修復については事業範囲外という認識で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、事業者の維持管理不足が当該不具合の原因となったことが明らかであれば、協議することになります。 |
| 11 | 要求水準書 | 廃棄物収集運搬業務 | 57 | V | 4 | (1) | ② | エ | | | 「本施設から処理場への運搬及び処分は市が別途行う。」とありますが、廃油の処理場への運搬及び処分についても市側が行うという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。廃油(廃食用油)については、市側で別途手配する事業者へ売り渡す予定です。 |

募集要項等に関する第2回質問に対する回答

■資料

| No | 資料名等 | 項目 | 該当箇所 | | | | | | | 質問 | 回答 |
|----|------|------|------|---|---|-----|---|---|--|--|------------|
| | | | 頁 | I | 1 | (1) | ① | ア | | | |
| 1 | 資料8 | 想定献立 | | | | | | | | 配布いただいた想定献立に中華麺など麺類の献立がありますが、麺類は学校へ直送され、スープやタレのみ給食センターで調理する想定になりますでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

募集要項等に関する第2回質問に対する回答

■様式集

| No | 資料名等 | 項目 | 該当箇所 | | | | | | | 質問 | 回答 |
|----|-----------------|-----------------------------------|------|---|---|-----|---|---|--|---|--|
| | | | 頁 | I | 1 | (1) | ① | ア | | | |
| 1 | 様式集 (提案審査書類) | 提案書VII 様式H-12 調理作業工程表・作業動線図 | | | | | | | | 令和5年5月22日公表の募集要項等に関する第1回質問に対する回答様式集No.24において、「4月7日をA献立、1月17日をB献立の2献立とし、調理作業工程表1枚、作業動線図を1枚作成します。」とご回答いただきましたが、枚数制限が4枚のうち、残りの2枚の作成については提案に委ねるという理解で宜しいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 2 | 様式集 (計算書等) | I-3 資金収支計画表 評価指標の算定方法 | | | | | | | | 長期の借入を行わない場合、LLCR欄は空欄でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 3 | 様式集 (計算書等) | I-4 損益計算書・消費税等計算書 備考4 | | | | | | | | 「本施設の設計及び建設に係る業務原価」については、引渡基準により計上してください。」とありますが、税理士又は公認会計士が適正と判断した場合、引渡基準以外の収益認識基準より作成することを認めていただけますでしょうか。 | ご提案を受け入れます。ただし、施設引き渡しまでの各期の収益・費用認識基準が適正であることを確認できる詳細な内訳をご提出ください。(様式は問いません) |

募集要項等に関する第2回質問に対する回答

■事業契約書(案)

| No | 資料名等 | 項目 | 該当箇所 | | | | | | | 質問 | 回答 | | | |
|----|----------|---------------------------|------|------|-----|------|---|-----|---|------|-----|---|--|---|
| | | | 頁 | 章 | 節 | 条 | 1 | (1) | ① | | | ア | | |
| 1 | 事業契約書(案) | 目的 | 5 | 第1章 | | 第1条 | | | | (39) | | | 「国等が示す指針等の内容を考慮し、事業者と協議の上、福島市が個別具体的に判断する。」とありますが、「～を考慮し、福島市と事業者が協議の上、決定する。」としていただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 2 | 事業契約書(案) | 統括責任者及び業務責任者等 | 7 | 第1章 | | 第8条 | | | | 5 | | | 「統括責任者、業務責任者その他の責任者が、本事業契約等に定める基準に合致していない等合理的な理由がある場合には、30日以上の猶予期間を設けて」とありますが、責任者の交代には、引継ぎを含め相応の期間を要します。そのため、「～場合には、事業者との協議によって定めた30日以上の猶予期間を～」としていただけないでしょうか。 | ご提案を受け入れ、修正します。ただし協議がまとまらなかった場合に備えて、猶予期間の上限を設定します。 |
| 3 | 事業契約書(案) | 施設の設計 | 13 | 第3章 | 第1節 | 第21条 | | | | 12 | (1) | | 「福島市は、事業者と協議の上、引渡予定日及び維持管理・運営開始予定日を合理的な期間だけ延期し、又は当該増加費用及び損害を負担する(ただし、逸失利益については負担しない。)」とありますが、括弧書きを削除していただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 4 | 事業契約書(案) | 開始時調達物等及び配送校追加時調達物等の契約不適合 | 19 | 第3章 | 第3節 | 第32条 | | | | 4 | | | 「第30条第7項又は前条第3項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内」とありますが、民法所定の1年としていただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 5 | 事業契約書(案) | 福島市による施設の所有 | 24 | 第3章 | 第7節 | 第47条 | | | | 2 | | | 「事業者は、福島市が行う施設の所有権保存の登記手続について福島市に協力しなければならない。」と規定されていることから、登記手続については貴市業務の範囲、との理解でよいでしょうか(事業者の入札価格に登記手続き費用は含まない、との理解でよいでしょうか)。この場合、事業者が協力する内容は、例えば登記手続き書類作成に必要な図面の提出程度を想定していただければよいでしょうか。 | 前段、後段ともにご理解のとおりです。 |
| 6 | 事業契約書(案) | 施設の契約不適合 | 25 | 第3章 | 第7節 | 第48条 | | | | 4 | | | 「福島市は、引き渡された施設に関し、第47条の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内」とありますが、民法所定の1年としていただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 7 | 事業契約書(案) | 維持管理・運営に関する第三者の使用 | 29 | 第5章 | 第1節 | 第57条 | | | | 4 | | | 「福島市から当該委託に関する契約書の写しの提出を求められたときは、速やかに福島市に提出しなければならない。」とありますが、第6条4項を前提とする市への求めがあるかないかに関わらず提出するように読み取れます。福島市から当該委託に関する契約書の写しの提出を求められたときは提出するという理解で宜しいでしょうか。 | 維持管理運営業務については、57条を適用し、市に求められたときに提出してください。その他の業務については、6条4項を適用し、市に求められていなくても提出してください。 |
| 8 | 事業契約書(案) | 業務報告 | 30 | 第5章 | 第1節 | 第58条 | | | | | | | 報告書提出日は、翌7日となっておりますが、1月や5月など月初に稼働日が少ない月の提出日については、適時ご相談させて頂けると考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 9 | 事業契約書(案) | 著作権の譲渡等 | 46 | 第11章 | | 第96条 | | | | 2 | (3) | | 「(3)」となっておりますが、(3)に修正をお願いします。 | ご指摘のとおり修正します。 |

募集要項等に関する第2回質問に対する回答

■基本協定書(案)

| No | 資料名等 | 項目 | 該当箇所 | | | | | | | 質問 | 回答 | |
|----|--------------|----------------|------|---|---|-------------|---|-----|---|----|---|------------|
| | | | 頁 | 章 | 節 | 条 | 1 | (1) | ① | | | ア |
| 1 | 基本協定書 (案) | 特別目的会社 の設立等 | 1 | | | 第 3 条 | | | | | 「その後、商業登記簿謄本、定款又は株主名簿が変更された場合も同様とする。」とありますが、「その後、商業登記簿謄本(ただし、役員の変更に限る。)、定款又は株主名簿が変更された場合も同様とする。」と していただけないでしょうか。 | 原案どおりとします。 |
| 2 | 基本協定書 (案) | 特別目的会社 の設立等 | 2 | | | 第 3 条 | | (4) | | | 株式譲渡は4条1項では市の承諾事項とされている にもかかわらず、会社法第139条第1項但書の文言 により、仮に承諾されても株主総会決議が必要とな ります。「会社法第139条第1項但書」の文言を削除し ていただけないでしょうか。 | 原案どおりとします。 |